

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

日程によりまして甲第三十九号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりますので質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第三十九号議案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって甲第三十九号議案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○ 討 論

◎議長（宮原真一君） 次に、上程中の議案に対する討論に入ります。

甲第三十五号議案について討論の通告がっておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君 登壇Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、甲第三十五号議案「令和七年度佐賀県一般会計補正予算（第一号）」について反対の立場から討論を行います。

この甲第三十五号補正予算の補正額は八十五億八千四百万円です。その中には、高校授業料無償化や、園芸農業総合対策費など、歓迎すべき制度や大切な予算が含まれています。けれど、予算額としては四億一千四十万円というものではありませんけれども、どうしても見逃すわけにはいかない事業費があります。それは、健康福祉部の医務課が担当する

医療施設等経営強化緊急支援事業費十一億二千八百三十七万円のうち、病床数適正化支援として四億一千四十万円、全額を国庫支出金で支出することになっているものです。

これはどういうものかという点、病床数の適正化、つまり病床削減を進める医療機関に対して、削減病床一床当たり四百十万円を補助するというものです。

今、国民の暮らしの支えになるべき年金、医療、介護が自民、公明の政権のもと、大変な危機に陥っています。税金の使い方、配分の仕方に問題があるからです。

日本病院会など病院六団体が、このままではある日突然病院がなくなると衝撃の訴えをしているとのことですが、国が決める診療報酬が、物価高も賃金上昇もともに反映せず、低く抑えられているため、病院の経営悪化が進み、診療科や入院患者受け入れを減らしたり、救急医療の廃止などの事態が全国に広がっております。ボーナスカットや賃下げで医療従事者の離職が起きるなど、医療崩壊が迫っているのではと心配されています。

感染症などの有事に対応するには余力のある医療体制が必要だというコロナ危機の反省を忘れたのでしょうか。自民、公明、日本維新の会が、医療費四兆円削減の合意のもとに十一万床の病床削減計画を打ち出しています。その具体化を前提にして、全額国庫支出金で、佐賀県の今回の補正予算に反映されているのがこれなんです。

国民の命と健康を守るために大事な病床です。減らしてはならないと思います。こういったことにこそお金をしっかり使うべきなんです。医療崩壊にさせないためには、医師、看護師の計画的増員、待遇改善、

地域医療の体制強化を行うべきと改めて求めます。

以上、県民の命、暮らしを大切にしていくために、国の病床削減方針に反対を表明し、討論を終わります。

◎議長（宮原真一君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（宮原真一君） 甲第三十五号議案を採決します。

これは、令和七年度一般会計補正予算（第一号）についての議案であります。

甲第三十五号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 起立者多数と認めます。よって、甲第三十五号議案は原案のとおり可決されました。

ただいま議決いたしました議案を除く他の議案については討論の通告はあっておりますので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

まず、乙第四十号議案を採決します。

これは、国営土地改良事業に対する市町の負担についての議案であります。

乙第四十号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 起立者多数と認めます。よって、乙第四十号議

案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第三十六号議案から甲第三十八号議案まで、三件の議案を一括して採決します。

以上三件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、以上三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました

次に、甲第三十九号議案を採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、甲第三十九号議案は原案のとおり可決されました

次に、乙第三十四号議案から乙第三十九号議案まで六件、乙第四十一号議案から乙第四十五号議案まで五件、以上十一件の議案を一括して採決します。

以上十一件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、以上十一件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請第一号請願について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。討論を終了し直ちに採決に入ります。

請第一号議案を採決します。

これは、消費生活相談員の勤務条件、給与など処遇の抜本的見直しを求める請願書であります。

請第一号請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、請第一号請願は採択することに決定いたしました。

○ 意見書案提出

◎議長（宮原真一君） ただいま議長の手元に意見書案が三件提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（意見書案）

○ 意見書案上程

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

意第五号意見書案から意第七号意見書案まで、以上三件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、以上三件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第五号意見書案及び意第六号意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより意第五号意見書案及び意第六号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採決

◎議長（宮原真一君） 意第五号意見書案及び意第六号意見書案を一括して採決いたします。

これは、地方財政の充実・強化に関する意見書案、子どもたちの豊かな学びを保障するために、教職員定数改善等、教育関連予算の拡充を図ることを求める意見書案であります。

以上二件の意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、以上二件の意見書案はいずれも可決されました。

次に、お諮りいたします。

意第七号意見書案につきましては、提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、意第七号意見書案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。これより意第七号意見書案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりますので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第七号意見書案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、意第七号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○ 討 論

◎議長（宮原真一君） これより意第七号意見書案について討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君 登壇Ⅱ日本共産党の武藤明美でございます。

私は、意第七号「消費税の緊急減税を求める意見書（案）」に賛成の立場から討論を行います。

物価高騰の中、生活が大変だと苦しい人たちの声が寄せられています。物価高騰は、あらゆる商品、公共料金サービスに及んでいます。そういう今だからこそ、国民の七割が何らかの形で消費税減税を求めているのもわかります。それが政治の熱い焦点になっていると実感していま

す。

この意見書案は、消費税の廃止を求める人も、もしくは続けたい人にも、国民の暮らしが大変なときに緊急減税をすることによって、一息つけることになるため、理解が得られるのではないかと思うんです。

例えば、一人二万円給付するという話もあるようですが、消費税を5%に減税すれば、平均的な勤労者世帯で年間十二万円の減税になり、一時的な対策よりも有効だと思うのです。

所得税、住民税非課税の方も、子供からお年寄りまで誰でも減税になります。食料品だけ非課税にする場合よりも約二倍の減税にもなると言われています。

財源は、大企業富裕層への優遇税制を正していけばできます。例えば、法人税二三・二%まで引き下げられていますが、石破首相は、この減税は効果がなかったと国会答弁でも述べています。ですから、中小企業を除く大企業の法人税を元の二八%に戻すなどし、他にもある優遇税制を改めていけば、消費税減税は可能です。

暮らしを何とかしてほしい、この声に応えるためにも、消費税の緊急減税を求める意見書に賛成して、討論を終わります。

◎議長（宮原真一君） 以上をもちまして、討論を終了し、採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（宮原真一君） 意第七号意見書案を採決します。

これは、消費税の緊急減税を求める意見書案であります。本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 起立者少数と認めます。よって、意第七号意見書案は否決されました。

○ 佐賀県選挙管理委員、補充員選挙

◎議長（宮原真一君） 次に、お諮りいたします。

これより日程を追加して、地方自治法第百八十二条の規定によりまして七月二十六日で任期満了になります佐賀県選挙管理委員及び補充員について選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加して佐賀県選挙管理委員及び補充員の選挙を行うことに決定いたしました。

これより選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、議長において

指名することに決定いたしました。

佐賀県選挙管理委員に

大川 正二郎 君

石橋 亨 見 君

二宮 幸枝 君

河野 智幸 君

以上の四名を指名いたします。

次に、補充員に

第一順位 小林 由枝 君

第二順位 門 司 誠 一 君

第三順位 井 寺 修 一 君

第四順位 山 口 ひろみ 君

以上の四名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました大川正二郎君、石橋亨見君、二宮幸枝君、河野智幸君、以上の四名を佐賀県選挙管理委員の当選人に、また小林由枝君、門司誠一君、井寺修一君、山口ひろみ君、以上の四名を補充員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が、佐賀県選挙管理委員及び補充員にそれぞれ当選をされました。

○ 議員 派遣

◎議長（宮原真一君） 次に、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件

を本日の日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第二百二十九条の規定により、お手元に配付いたしております議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

（議員派遣）

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するとき、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○ 継 続 審 査

◎議長（宮原真一君） 次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛てそれぞれ閉会中の継続審査申し出がありました。

（継続審査申出書）

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。ただいままでに……（「議長、議事進行発言」と呼ぶ者あり）

○ 議事進行に関する発言

◎留守茂幸君 Ⅱ 自席からでございますけれども、昨日の委員長報告に対する質疑の件ですが、下田議員からの質疑があつておったわけですが、でも、質疑の内容、やりとりを聞いておりまして、果たして委員長報告に対する質疑はなじんでいるかなと私も自問自答いたしました。

で、議事録をちよつと事務局からいただいて、ひもといて見るところ、やっぱりこの附帯決議に対する内容的なことでしたけれども、私はなじまないことが取り上げられたというふうに思っております。

議長は、議場の裁量権、整理権があるわけですが、取り上げられたわけですが、今後のことで、こういうことが再三質疑、なじまないものが起つちやんならというふうに私は思います。

今後、御留意願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（宮原真一君）　ただいま留守茂幸議員から発言がありました。

昨日の委員長報告に対する質疑の件でございました。なじむなじまないは結果でございまして、私も挙手がございましたので、まずは発言を許可したところであります。その後、また委員長からの答弁がございました。これ、なじむなじまないはまた私のもとへ引き取らせていただきましたと思います。議会運営委員会の中でも精査をしていただくように私も今後取り組ませていただきたいと思います。

これから多くのことがあろうかと思えますので、その都度、その都度、議員の皆様方からは御指導、そして御指摘をいただいて私どもでしっかりと精査させていただきたいと思えます。（「やっていきましよう」と呼ぶ者あり）以上でよろしいでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではそのように取り図らせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。それではそのまま進めさせていただきますと思います。

それでは、これで全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決いたしました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っております。

○　閉　　会

◎議長（宮原真一君）　これもちまして、令和七年六月定例県議会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前十一時二十二分　閉会

議　事　課　副　課　長　高　田　一　弘

同　議事・記録担当主査　松　尾　重　治
同　議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子